

第 6 回港湾局事業適正評価委員会 評価結果の公表

令和 6 年 6 月 1 1 日に第 6 回港湾局事業適正評価委員会を開催、同年 7 月 2 5 日に現場説明、同年 8 月 2 2 日に補足説明を行い、港湾局が実施する以下の事業について評価を実施した。
その結果を事業適正評価委員会設置・運営要綱第 1 1 条に基づき、以下のとおり公表する。

事業名	概要	評価及びコメント
有明親水海浜公園 海浜の整備	臨海副都心有明北地区まちづくりマスタープラン及び同ガイドラインに基づき、水と緑のネットワークの形成を図る一環として、有明親水海浜公園内の水域に砂浜を整備し、水辺空間の魅力を生かして、海のレクリエーションや自然に親しむ場を提供する。 また、砂浜を整備することで、多様な水生生物の生息空間を創出し、自然環境の回復や保全を図る。 近隣にはマンションや小学校等が在ることから、計画段階で選定していた砂浜の材料を飛散しにくい材料に実施設計段階で変更し、周辺環境に配慮した整備を実施する。 事業規模は、26.5 haの公園水域のうち、西入江に砂浜（約 0.16km）を整備予定。公園陸域も合わせて官民連携事業を活用し、賑わいを創出する。 なお、本審査は2回目（審査②）の実施設計段階として実施。1 回目（審査①）の計画段階では、東入江に砂浜及び磯浜、西入江に砂浜を整備することとしていたが、維持管理面での利点から実施設計段階では砂浜を西入江の 1 箇所に集約することとし、事業費の縮減や維持管理業務の省力化を図っている。 さらに、飛散対策や漂砂対策、サンドリサイクル等によって補充する養浜量を最小限とし、砂浜の維持管理費を抑える計画としている。	【評価】 事業の目的、計画地の適正、規模・仕様・デザイン・事業費・維持管理の妥当性等について、現段階では、「 B（概ね妥当） 」であると評価した。 【コメント】 計画段階から実施設計段階にかけて周辺環境に配慮した変更がなされている点、親水機能の集客性を鑑み官民連携事業を予定されている点、西側と東側で機能の役割分担がなされている点が、事業目的との整合性の観点で評価でき、砂浜の整備は妥当であると認められる。 維持管理コストの増額要因の評価について、社会的割引率を用いて物価上昇率相当の見込みを示している点は評価できる。一方、現時点では、その物価変動リスクの考慮に止まっており、事業固有のリスクについては考慮されていない。事業費の妥当性をより正確に評価するにあたっては、需要見込を含め、事業固有のリスク要素についても可視化しておくことが望ましい。そのため、公園事業としての需要見込みを把握し、事業費や整備効果の論拠の示し方について、事業実施後も引き続き検討することが必要である。 東京港全体での有明親水海浜公園の位置付けや今までの経緯を踏まえ、海浜整備の必要性は適正。東京港という物流の埠頭、埋立地、ゴミの山というイメージが大きい、昭和45年以降この50年間かけ、海上公園を整備することで豊かな環境や親水エリアを復権してきたこと、浅瀬における砂地が生態系に与える影響などを一般都民に数値等で見える化してアピールすることが必要である。 計画時点から時間を要していることを踏まえると、今後も工事費の増加が予想される中、なるべく早期に完成までもっていくべきである。

（ 参 考 ）

審査項目（審査②）		
① 事業の目的	③ 規模の妥当性	⑥ 維持管理の妥当性
施設整備の必要性は適正か	施設の面積、延長などの規模は適切か	維持管理費（概算）は適切か
整備着手の時期は適切か	④ 仕様・デザインの妥当性	維持管理が容易に行えるか
② 計画地の適正	仕様・デザイン等が適切か	更新や改修時を考慮しているか
利用者の利便性は適正か	周辺施設との調和が図れているか	⑦ その他
地盤条件等を考慮しているか	⑤ 事業費の妥当性	周囲（住民、交通、工事等）への影響検討は適切か
周辺環境との整合性はとれているか	事業費の規模は適切か	工期の設定は関連工事を含め適切か
敷地内の配置等を精査しているか	コスト増のリスクに備えているか	計画段階からの変更は適切か